

第二章 団体商標の主体の見直し

1. 改正の必要性

(1) 従来の制度

団体商標制度は、社団法人や事業協同組合等の団体が、その構成員に共通して使用させる商標として、平成8年の商標法等の一部を改正する法律（平成8年法律第68号）で導入された制度である。

団体商標は、団体がその構成員に商標の使用をさせることを目的とする商標であることから、団体には構成員がいることが必要であり、また、権利義務の帰属主体となるため法人格を必要とする。

したがって、商標法は、団体商標の主体を、上記の条件を満たし、必要性も認められる民法第34条の規定により設立された社団法人、事業協同組合その他の特別の法律により設立された法人格のある組合等に限定している（商標法第7条第1項）。

(2) 改正の必要性

近年、構成員を有する法人格のある商工会議所等の社団についても、かかる社団において、構成員に商標を使用させている実情がある。

また、公益法人制度改革の一貫として、商標法第7条第1項において引用している民法第34条の社団法人は、一般社団法人へ移行することが予定されており、公益性を有する従来の社団法人に加えて、公益性のない中間法人についても一般社団法人として認められることとなる。

こうしたことから、商工会議所、商工会、中間法人等の構成員を有する社団については広く団体商標の主体として追加することとしたものである。

2. 改正の概要

団体商標の主体として、一般法である民法の規定により設立された社団に加え、法人格を有する社団（会社を除く。）を追加する。

3. 改正条文の解説

◆商標法第7条

（団体商標）

第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人その他の社団（法人格を有しないもの及び会社を除く。）若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）又はこれらに相当する外国の法人は、その構成員に使用をさせる商標について、団体商標の商標登録を受けることができる。

2・3 （略）

商標法第7条第1項は、団体商標の商標登録を受けることができる主体として、登録を受けることができる者は民法第34条の規定により設立された社団法人若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）又はこれらに相当する外国の法人に限って認めていたものであるが、今改正により、その他の社団（法人格を有しないもの及び会社を除く。）を追加したものである。

「その他の社団」には、商工会議所法に基づく商工会議所、商工会法に基づく商工会、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（NPO法人）等の特別の法律により法人として設立された社団が含

まれることとなる。

一方、法人格を有する社団であっても、株式会社や持分会社のような商法により設立された会社や日本たばこ産業株式会社のような日本たばこ産業株式会社法等の特別の法律によって設立された会社については、株主等を構成員とする社団であり、構成員に共通して使用させる商標が想定し難いことから、団体商標を登録できる主体には含めないこととしたものである。

(補説) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成18年法律第50号)

1. 改正の必要性

公益法人制度改革の一貫として、公益性の有無に関わらず、準則主義(登記)により簡便に法人格を取得することができる一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)が、平成20年度に施行される予定。

したがって、商標法第7条第1項において引用している民法第34条の社団法人を一般社団法人へ移行する必要がある。

2. 改正の概要

商標法第7条第1項において引用している民法第34条の社団法人を、一般社団法人と改める。

3. 改正条文の解説

◆商標法第7条

(団体商標)

第七条 一般社団法人その他の社団（法人格を有しないもの及び会社を除く。）若しくは事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合（法人格を有しないものを除く。）又はこれらに相当する外国の法人は、その構成員に使用をさせる商標について、団体商標の商標登録を受けることができる。

2・3 （略）

民法第34条の社団法人を、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づく一般社団法人へと改めるものである。一般社団法人は、事業の公益性の有無にかかわらず、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることにより成立する（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第22条）。

したがって、同法施行と同時に中間法人法が廃止されることから、中間法人法に基づき設立される中間法人に相当するものも、一般社団法人に包含されることとなる。

〈参考〉 団体商標の主体

法人格無し	法人格有り			
	財団	社団		
	民法による公益法人			営利法人
	財団法人	社団法人 (一般社団法人へ移行予定)		株式会社、合資会社等
	特別の法律により設立された財団等 (医療法人(財団)、職業訓練法人(財団)学校法人、宗教法人等)	特別の法律により設立された社団	中間法人 (一般社団法人へ移行予定)	
			商工会議所、NPO法人等	
		特別の法律により設立された組合	事業協同組合、農業協同組合等	